

第3回「転倒災害防止コンテスト」以下の取組を表彰しました



見える化

ゴムマット、LED チューブライト、滑り止めテープなど、アイデアを凝らし随所に安全対策が施されている。【菱和建设（株）盛岡西国道西地区維持修繕工事】



見える化

危険箇所にシールを貼り、シールが多い高リスク箇所は早めに改善。改善結果も見える化を図っている。全員参加型の取組。【岩手農協チキンフーズ 八幡平工場】



見える化

作業員がメモを貼り付け、さらに改善結果のマップも作成し、二段階の見える化を徹底している。全員参加型の取組。【（有）二和木材】



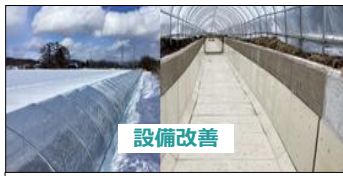
設備改善

通行の支障にならないようスペースを考え、天井にドーム型ミラーを設置したことによって視認性がグッと向上しています。【岩手缶詰（株）洪民工場】



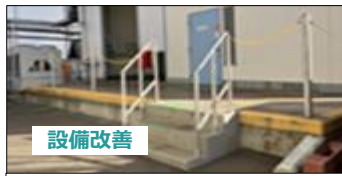
設備改善

トラック乗降時のリスクに対し、手すり付きのステップを設置。乗降が楽になり、転倒リスクも大幅に改善されている。【小岩井乳業（株）小岩井工場】



設備改善

施工範囲全域をビニールシートで覆った。積雪と寒冷な作業環境の改善で転倒防止。さらに明り取りを両立。【（株）タカヤ岩手山麓地区北部幹線工事作業所】



設備改善

プラットホームの昇降は滑りやすいため、階段以外の昇降防止として柵を設置、階段には手すりを設置し転倒防止を図った。【森永乳業（株）盛岡工場】



体づくり

毎月の安全訓練教育において年2回、専門医やトレーナー等外部講師を招き、体づくり、転倒災害防止に取り組んでいる。【（株）佐藤建設】



体づくり

「ロコチェック」を取り入れた体づくり、社内ツールで動画の提供、危険マップやPOP掲示など転倒災害防止に努めている。【（株）ベルジョイス】



体づくり

女性職員を対象とした実践指導。ヨガボールエクササイズを実施。10時・15時の体操時間で体づくりに取り組んでいる。【菱和建设（株）】



リスク低減

外勤では、設備改善が困難であるため、転倒で重症化しないよう、転倒対応用プロテクターを着用し被害軽減を図っている。【東北電力ネットワーク 盛岡電力センター】



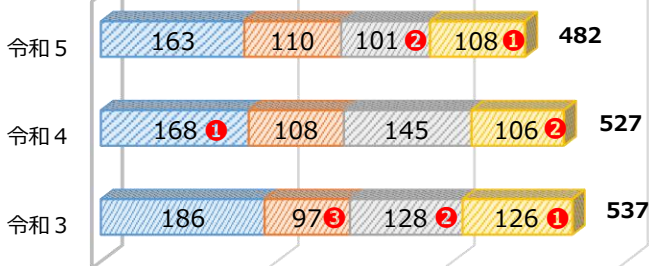
第1回～3回延べ34の表彰事例はHP「盛岡監督署からのお知らせ」に掲載していますので、今後の取組にお役立てください。

盛岡監督署管内の労働災害発生状況（令和5年分 1月末速報値）

全災害

令和5年は、過去3年間で最少。転倒災害が全体の3割を占め最多。冬季の転倒、50代以上が圧倒的に多い。

1～3月 4～6月 7～9月 10～12月

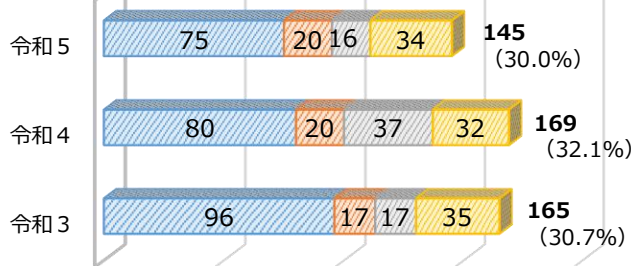


※新型コロナ感染症除く。令和5は速報値、令和4、3は確定値 ●内は死亡で内数

転倒災害

※転倒災害防止コンテスト：R.5.2月～R.6.2月実施。岩手労働局HP「盛岡監督署からのお知らせ」をご覧ください。

1～3月 4～6月 7～9月 10～12月



転倒災害は全災害の内数であり、(%)は全災害に占める割合

ちょっと小耳情報 「頭痛」の話

「頭痛」で悩んでいる方、周りにいませんか？「頭痛くらいで…甘えてないか」「ただの頭痛だろ、病院に行くほどでもないだろ」と誤解がありませんか？頭痛なんてたいしたことない、頭痛くらい我慢するもの、と軽く考えてはいけません。片頭痛で日常生活に支障をきたしている人は、なんと74%にもあるそうです！片頭痛でも仕事や行事を休まない人は約68%、病院を受診したことがない人は約70%、多くの人が我慢して生活しているようです。

「頭痛」には、頭痛そのものが病気という「一次性頭痛」（片頭痛、緊張型頭痛、群発頭痛など）と、何らかの病気の症状として起こる「二次性頭痛」があるそうです。今までにない頭痛や徐々に痛みがひどくなる場合は、二次性頭痛の可能性があり、もしかすると、くも幕下出血、脳出血、脳腫瘍、髄膜炎、脳炎など命にかかわることもあるので、すぐに病院を受診するべきとのこと。薬剤の使用過多による頭痛もあるので、頭痛日数が増え、月に10日以上頭痛薬を飲むような状態は要注意！「寝込むなど日常生活に支障がある」「頭痛に数が増えてきた」という場合は、たかが頭痛くらいと思わず、早めに受診しましょう。



頭痛に関する情報サイト  
<https://zutsuu-nayami.jp/>  
 「頭痛の悩み.jp」検索



NHK健康ch 特集「頭痛」  
[https://www.nhk.or.jp/kenko/special/headache/sp\\_1.html](https://www.nhk.or.jp/kenko/special/headache/sp_1.html)



## 4月1日から 時間外労働上限規制が適用猶予業種等にも適用されます

働き方改革関連法の施行に伴う改正労働基準法が2019年からスタート！今年で5年となり、いよいよ4月1日から、適用猶予業種としてきた建設業、トラック・バス・タクシーのドライバー、医師についても長時間労働解消に向け、時間外労働の上限規制が適用されます。

岩手労働局、労働基準監督署では、労働基準法が改正されてからこれまで研修会などを開催し、またホームページ、「かわら版」などによるご案内、個別訪問支援を続けて参りました。各業界でも会報誌などで情報提供を行っていただいております。

適用猶予業種では、長時間労働が問題となる中、人出不足も深刻な状況であり、一般市民生活にも直接影響を及ぼす状況となっています。新聞・テレビ等で「2024年問題」として報じられているように、事業場の努力だけでは解決できない大きな問題であることから、皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

建設業、トラック・バス・タクシーのドライバー、医師に適用される時間外労働上限規制に関して、新たな36協定の締結・届出が必要となります。



新36協定の様式、記載例を、岩手労働局HPに掲載していますので、ご利用ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou/kijunbu/kantoku/36kyoutei\\_00007.html](https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/kantoku/36kyoutei_00007.html)



時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務に関する各種資料（適用される上限時間、Q&A、助成金等の支援策はこちら）。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html)

厚生労働省 適用猶予業の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたのススメ

2024年4月から  
建設業、  
トラック・バス、  
タクシードライバー、  
医師の、  
時間外労働の  
上限規制が  
適用されます。

2024年4月から  
建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります！

## 「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会」報告書

厚生労働省は、令和6年1月31日（水）「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会」の報告書を公表しました。

以下に報告書の概要を抜粋。詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

### 【検討会の趣旨】

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。さらに、化学物質による休業4日以上（がん等の遅発性疾患を除く。）の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが多数を占めている。

これらを踏まえ、従来、特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入することとしたところである。

### 【報告書の内容】

- 対象物質ごとの濃度基準値・測定方法
- 個人ばく露測定の精度の担保等
- 皮膚から吸収・侵入して健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物質の特定
- 作業環境測定（個人サンプリング法）対象物質の拡大
- 作業環境測定の分析方法の追加
- 有機溶剤等の消費量の推定に用いる数値の改正

報告書 詳細はこちら  
(厚生労働省HP)



厚生労働省 HP  
職場における  
化学物質対策



化学物質による労働災害  
防止のための新たな規制  
Q & A

皮膚等障害化学物質等に  
該当する化学物質について  
(R5.11.9 通達) →



皮膚等障害防止保護  
具の選定マニュアル

## ご存じですか？ 「はたらく女性の心とからだの応援サイト」

労働力人口の減少、女性の社会進出の進展に伴い、女性活躍の場面は多くなり、女性の勤続年数は、確実にのびています。しかし、女性は、ライフステージごとに様々な健康課題があります。月経・妊娠・出産・更年期・・・働き続けるためには、その時々自分の心と体を見つめ、ヘルスリテラシーを高めることが必要です。

健康に関する正しい知識や情報を入手し、活用し、いつまでもイキイキと働き続けられる自分作りをしましょう。

「はたらく女性の心とからだの応援サイト」では、妊娠出産・母性健康管理、女性特有の健康問題、企業の取組事例、研修資料・動画、Q & A、法律・制度など様々な情報を発信しています。

是非ご活用ください。

岩手労働局では、女性活躍、育児・子育てなどに積極的に取り組む企業を「くるみん」「えるぼし」認定企業としてご紹介していますので、岩手労働局HPをご覧ください。



母性健康管理等推進支援事業 事務局  
一般財団法人 女性労働協会内（厚生労働省委託事業）



岩手労働局HP  
くるみん・えるぼし  
認定企業の紹介



はたらく女性の心と  
からだの応援サイト



## 外国人労働者の労働条件、安全・健康を確保

外国人労働者（技能実習生を含む）が増加しています。その一方で、低賃金で雇用しているケース、無資格就労、寄宿舎などの問題も散見されます。また、労働災害に遭う方もおり必要な安全衛生教育が十分に行われていない点も指摘されています。

厚生労働省では、外国人労働者の適正な雇用、労働条件、安全・健康を守るため、各種資料を提供していますのでご活用ください。

外国人労働者の  
安全衛生対策



安全衛生教育資料



建設業に従事する  
外国人労働者向け教材



建設業向け  
安全衛生教育資料



外国人雇用はルールを  
守って適正に（PDF）



雇用の際のルール、届出、  
雇用管理指針など



外国人労働者  
労働条件ハンドブック



労働条件明示、就業  
規則など

## 令和6年4月から、労働条件の明示のルールが変わります

法施行までもうすぐです。4月採用者に対して、新しい「労働条件通知書」を交付することになります。内容をご確認願います。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1.就業場所・業務の変更の範囲 (改正労基則第5条第1項第1号の3)
有期契約労働者	有期労働契約の 締結時と更新時	2.更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 (改正労基則第5条第1項第1号の2) 3.更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること (改正雇止め基準第1条)
	無期転換ルールに基づく 「無期転換申込権」が 発生する契約の更新時	4.無期転換の申込機会 5.無期転換後の労働条件（改正労基則第5条第5項、6項） 6.無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること（改正雇止め基準第5条）



QRコード：厚生労働省HPに「Q&A」、「モデル労働条件通知書」がありますので、ご覧ください。

## 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が公表されました。

急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であるとして、内閣官房新しい資本主義実現本部と公正取引委員会では、令和5年11月29日、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表。

発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していくとしています。

指針の内容は、労務費転嫁に関する事業者の発注者・受注者双方のとるべき行動、求められる行動を取りまとめ、「取組事例」「留意点」なども掲載していますので、ご確認の上、賃金引き上げの環境整備に取り組みましょう。

### 【発注者として採るべき行動／求められる行動】（公正取引委員会HPより一部抜粋）

#### 発注者としての行動①

- ① 労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、② 経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③ その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

### 【受注者として採るべき行動／求められる行動】

#### 受注者としての行動①

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

### 【発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動】

#### 発注者・受注者共通の行動①

定期的にコミュニケーションをとること。

### 【今後の対応】

公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を提供できるフォームを設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、公正取引委員会が行う各種調査において活用していく。

詳細は、  
こちらを  
ご覧ください



## 同一労働同一賃金 ③ 均等・均衡待遇の確保



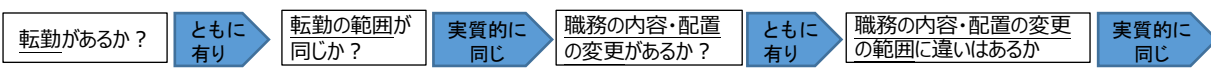
パート・有期雇用労働法が2021年（令和3年）4月1日全面施行、中小企業にも適用されています。

パートタイム・有期雇用労働者の待遇について、就業の実態に応じて、通常の労働者との間で均等・均衡待遇の確保を図るための措置を講ずるよう規定されています。具体的には、賃金、教育訓練、福利厚生などの待遇について、①職務の内容（業務の内容と責任の程度）②職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）が同じかどうかの2つの要件を通常の労働者と比較して判断します。

### ①職務の内容（業務の内容と責任の程度）



### ②職務の内容・配置の変更の範囲（人材活用の仕組みや運用など）



職務の内容・配置の変更の範囲は同じと判断される

※将来の見込みを含めて判断することから、有期雇用労働者の場合には、労働契約が更新されることが未定の段階であっても、更新した場合を含めて比較します。



パート・有期雇用労働法に関するお問い合わせは  
岩手労働局 雇用環境・均等室まで。

厚生労働省HP「同一労働同一賃金特集ページ」をご覧ください →

## 3.11 あの日を忘れない… 自然災害への備えを確認しましょう！

「3.11」未曾有の災害となった東日本大震災から13年。現在も行方不明者がおり、当時の悲惨な状況が鮮明に思い出されます。東日本大震災以降も大きな自然災害が頻発しています。直近では令和6年元旦に発生した能登地方地震で大きな被害となっています。

震災や台風被害など災害発生時に、命運を分けるのは「避難」です。釜石では「奇跡の」と言われた中学生の避難、また「てんでんこ」の伝承が生かされ、多くの人命が助かった地域もある一方、自宅に戻ったり被害状況を見るためとして非難が遅れ失われた命が多くありました。地震発生時にどこに避難するのか、避難ルート・方法、何を持って避難するのかなど、日頃からきちんと考えておきたいですね。

気候変動により「異常」「〇十年に一度」が頻発する近年。過去の教訓を忘れず「もしも」に備えておきましょう。

- ◎避難先：災害時の避難所が地域ごとに定められています。「防災マップ」を事前に確認しておきましょう。
- ◎避難ルート：「防災マップ」で避難経路も事前に把握し、一度は歩いておきましょう。
- ◎持ち物：災害の備えチェックリストを活用（首相官邸HP）（食料・水・生活用品などの備蓄品もチェック！）
- ◎緊急時の連絡：電話はつながらない可能性が高い。「災害用伝言ダイヤル」「災害伝言板」などを使えるようにしておきましょう。
- ◎常備したい物：水は1人1日3リットルが目安、非常食とともに3日分備蓄。「ローリングストック法」で上手に備蓄しましょう。（家庭ではキャンプ用品があると結構便利です。キャンプすればいざという時の練習にもなります。）



参考 ◆首相官邸HP「災害が起きる前にできること」 <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/sonae.html>